

一般財団法人塗装品質機構ロゴマーク使用規程

令和5年10月20日

優良住宅塗装工事研究会 執行部会決定

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人塗装品質機構(以下「PQA」という)のロゴマーク、商標、シンボルマーク等(以下「マーク」という。)を優良塗装工事研究会会員(以下「会員」という)が使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 マークの使用に係る管理事務は、優良住宅塗装工事研究会(以下「研究会」という)執行部会が行い、毎年1月に前年度の使用状況を理事会に書面で報告する。

(コンセプト及び仕様等)

第3条 本規程の対象となるマークについては、別紙に掲げるものとする。

(内容の制限)

第4条 マークの使用は次の各号に限定する。

- (1) 名刺に会員である旨を表示する場合
- (2) チラシ、パンフレット等の印刷物に会員であることを表示する場合
- (3) チラシ、パンフレット等の印刷物にPQAおよび研究会の活動等の紹介を掲載する場合
- (4) 新聞、雑誌等の出版物に広告を掲載し、会員であることを表示する場合
- (5) 会員のホームページに会員であることを表示する場合
- (6) 会員の看板に会員であることを表示する場合

2 前項においてマークを使用する場合、マークの大きさを会員各社の商標、ロゴ、社名表示よりも大きくしてはならない。

(使用許可)

第5条 会員がマークを使用しようとする場合はマーク使用申請書(様式1)を提出し、使用許可を得なければならない。

2 前項のマーク使用申請書の提出があった場合は、執行部会は30日以内にその可否を決定し、申請者に回答する。

3 前項によって使用が許可されるまでは、会員はマークを使用してはならない。

4 使用許可が決定されるまでに会員がマークを使用した場合、申請されマークおよび既に使用許可されたマーク、本条第5項に定める申請手続きを省略して使用できるマークを含め、

一切のマークの使用を禁止する。

5 執行部会が「マーク標準使用ガイド」を決定し、会員に通知をした場合、「マーク標準使用ガイド」に記載されている範囲においては、その内容を遵守することで、会員は本条第1項の手続きを省略して、マークを使用することができる。

(使用の差し止め)

第6条 マークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、すべてマークの使用を禁止する。

- (1) 規程に違反して使用した場合
- (2) 法令に違反して使用した場合
- (3) 会員が退会した場合または除名となった場合

(使用料)

第7条 マークの使用料は無料とする。

(ロゴマークに関する権限)

第8条 マークに関する一切の権限は、PQAに帰属する。

(事故、苦情等の処理)

第9条 マークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、PQAおよび研究会は、マークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(規定の改定)

第10条 本規程は執行部会の決議によって改定し、会員への事前の通知を要さない。

2 執行部会は本規程の改定を行った場合、7日以内に会員に公表し、理事会に書面による報告を行わなければならない。

(附則)

この規程は、令和5年10月20日から施行する。

(様式1)

マーク使用申請書

年 月 日

一般財団法人塗装品質機構  
優良住宅塗装工事研究会 執行部会 御中

(申請者)

住所

会社名

指定代表者

PQAのマークを使用したいので、関係資料を添えて申請します。

記

1. 使用目的

2. 使用方法

具体的な使用状況がわかる書類を必ず添付すること

3. 使用期間

許可の日から 年 月 日まで

4. 連絡先(所属、氏名、電話番号)

(添付書類)

1. 使用方法が分かる書類(デザイン図、配置図など)
2. その他必要と思われる書類

(様式2)

マーク使用承認書

文書番号:〇〇〇〇

年 月 日

申請者

殿

一般財団法人塗装品質機構  
優良住宅塗装工事研究会 執行部会

年 月 日付け文書をもって申請のあった PQA ロゴマーク使用申請について、一般財団法人塗装品質機構のマークを使用することを許可します。使用に当たっては、下記の記載内容を遵守するものとします。

記

1. マークの使用にあたってはマーク使用規程および法令を遵守すること。
2. 申請内容に変更等があった場合は、速やかに執行部会に報告し、執行部会の指示に従うこと。
3. マークの使用にあたって、マーク使用規程違反、法令違反があった場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を申請者自らの費用で行わなければならない。
4. 前項の違反によって、一般財団法人塗装品質機構に損害が生じた場合は、申請者はその損害賠償の責を負う。
5. 申請者のマーク使用に関連して、損害等が生じた場合、一般財団法人塗装品質機構は一切の責任を負わない。
6. 申請者が優良住宅塗装工事研究会を退会する場合は、直ちにマークの使用を中止するとともに、使用対象の回収・撤去等を申請者自らの費用で行わなければならない。

以上